

山梨県公報

第千六百六十四号

平成十八年

五月十一日

木曜日

目次

保安林の指定の予定……………三四九
 道路の区域変更……………三四九
 平成十八年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………三四九

訓令
 農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令……………三五五
 松くい虫駆除命令内容の公表……………三五五

公告
 人事委員会
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三五六
 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三五七
 平成十八年度山梨県職員等採用試験の実施について……………三五七
 平成十八年度山梨県職員採用上級試験の実施について……………三五九

その他
 あつせん員候補者の告示……………三六五

告示

山梨県告示第二百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年五月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡南部町上佐野字湯殿一三三、一三三、一三三六の六
- 二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年六月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--|------|------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 甲州市大字塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市大字塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで | 一〇・八 | 九・四 | (メートル) | (メートル) |
| | 四三・〇 | 二九・〇 | | |

山梨県告示第二百七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十八年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単

に「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。
平成十八年五月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に参加することができる者
一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者とされている者
 - 3 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - 4 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者
 - 5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (一) 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し
 - (二) 工事経歴書（第二号様式）
 - (三) 営業所一覧表（第三号様式）
 - (四) 建設業許可通知書の写し
 - (五) 法人の登記事項証明書
 - (六) 身分証明書（個人の場合）
 - (七) 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三）にあらじめ連絡の上持参すること。
 - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十九年三月三十一日までとする。
変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者又は代理人
- 3 所在地又は住所
- 4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

- 1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。
- 3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第五百五十五号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成18年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成18年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しないであることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

| 許 可 番 号 | 般特 | 年 度 | 年 月 日 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ）。）

| | | | |
|-----------|--|---|---|
| 商号又は名称 | <input type="text"/> | | |
| 商号(フリガナ) | <input type="text"/> | | |
| *市町村コード | <input type="text"/> | <input type="text"/> | |
| 市 町 村 名 | <input type="text"/> | | |
| 所 在 地 | <input type="text"/> | | |
| 代 表 者 氏 名 | <input type="text"/> | | |
| 代表者(フリガナ) | <input type="text"/> | | |
| 郵便番号 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | |
| 電話番号 | <input type="text"/> | | |
| F A X 番 号 | <input type="text"/> | | |
| 技術職員数 | <input type="text"/> | 人 | |
| 営業年数 | <input type="text"/> | 年 | |
| 資 本 金 | <input type="text"/> | 千円 | |
| 外 資 状 況 | 1 外国籍会社 [国名: <input type="text"/>] | 2 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (比率: 100%) | 3 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (比率: <input type="text"/> %) |

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

| | | | |
|-----------|----------------------|----------------------|--|
| 支店・営業所名 | <input type="text"/> | | |
| *市町村コード | <input type="text"/> | <input type="text"/> | |
| 市 町 村 名 | <input type="text"/> | | |
| 所 在 地 | <input type="text"/> | | |
| 郵便番号 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | |
| 電話番号 | <input type="text"/> | | |
| F A X 番 号 | <input type="text"/> | | |

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 支店・営業所名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| *市町村コード | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代理人職名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代理人氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵便番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| FAX番号 | | | | | | | | | | | | | | | |

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

| | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 筋 | ほ | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 許可業種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請業種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | | | | | | | *金融機関コード | | | | |
| 支店名 | | | | | | | | | | | *支店コード | | | | |
| 預金種別 | 預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義(カタ) | | | | | | | | | | | | | | | |

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | | | | | | | *金融機関コード | | | | |
| 支店名 | | | | | | | | | | | *支店コード | | | | |
| 預金種別 | 1 | 前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。 | | | | | | | | | | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義(カタ) | | | | | | | | | | | | | | | |

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

第2号様式

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) _____ 工事

| 注 文 者 | 元請又は 下請の別 | 工 事 名 | 工事場所のある 都 道 府 県 | 請負代金の額 (千円) | 着 工 年 月 | |
|-------|--------------|-------|--------------------|----------------|---------|----|
| | | | | | 完成 (予定) | 年月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |
| | | | | | 年 | 月 |

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

第3号様式

営 業 所 一 覧 表

| 番 号 | 営 業 所 名 称 | 郵 便 番 号 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | | |
|-----|-----------|---------|-------|---------|---|---|
| | | | | F | A | X |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

記載要領

- 1 本表は、申請時現在で作成すること。
- 2 電話番号、FAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を「- (ハイフン)」で区切ること。

訓令

山梨県訓令甲第十六号

本 出 先 機 関 庁

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年五月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令

農林漁業普及指導手当支給規程（昭和四十年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の農林漁業普及指導手当支給規程の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十八年五月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 区域及び期間

1 区域

甲州市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び

峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成十八年五月三十一日から同年六月六日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

- 1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をばく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従ふこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、

その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年五月十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

人事課

総務経理担当、人事担当、及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員

別表知事の事務部局の項中

職員厚生課

総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員 利厚生担当のリーダー

事務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐

人事課

職員厚生課

管理公災担当、健康管理担当、福利厚生担当及び給付施設担当の課長補佐

一 県立大学

一 教授（大学と人事委員会とで協

域振興局」の項を削り、

女子短期大学

議して定める者に限る。）
教授（大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。）

を「一 県立大学

教授（大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。）

「 看
総

護大学短期大学部

教授（大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。）

を「一 看護大学短期大学部

合理工学研究機構

事務長

教授（大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。）

に改める。

別表教育庁の項中「科学振興監」を「理事 文化振興監」に、教育機関の項中「館長 副館長」を「館長 副館長 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年五月十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

別表第四大学卒の項第六号17中「第二条」を「第三条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同号20中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改める。

別表第四短大卒の項第一号7中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「臨床検査技師養成所（）」の下に「平成十七

年法律第三十九号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同号16中「研究部門」を「研究課程」に改め、同号17中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同項第二号23中「養成部門」を「養成課程」に改める。

別表第七第四号の表の備考第三項中「二級十七号給」を「二級十九号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

● 平成十八年度山梨県職員等採用試験の実施について

平成十八年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。

平成十八年五月十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

○平成18年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

| 試験の区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 試験案内・申込書配布開始日 | 受付期間 【インターネット受付締切日】 | 第1次試験日 | 最終合格発表日 |
|------------------|-------------|--------|---------------|-------------------------------------|----------|-----------|
| 職員採用上級試験 | 行政 | 25名程度 | 5月15日(月) | 5月17日(水) ～6月2日(金) 【5月26日(金)】 | 6月25日(日) | 9月1日(金) |
| | 社会福祉Ⅰ | 1名程度 | | | | |
| | 社会福祉Ⅱ | 7名程度 | | | | |
| | 獣医師 | 3名程度 | | | | |
| | 薬剤師 | 5名程度 | | | | |
| | 栄養士 | 1名程度 | | | | |
| | 警察事務 | 5名程度 | | | | |
| | 化学 | 1名程度 | | | | |
| | 農業 | 1名程度 | | | | |
| | 林業 | 3名程度 | | | | |
| | 総合土木 | 3名程度 | | | | |
| | 畜産 | 2名程度 | | | | |
| | 研究(機械) | 1名程度 | | | | |
| | 研究(化学) | 1名程度 | | | | |
| | 職業訓練(自動車整備) | 1名程度 | | | | |
| 職業訓練(電気) | 1名程度 | | | | | |
| 警察鑑定研究(化学) | 1名程度 | | | | | |
| 職員採用初級試験 | 行政 | 1名程度 | 7月7日(金) | 8月14日(月) ～8月31日(木) 【8月24日(木)】 | 9月24日(日) | 11月10日(金) |
| | 警察事務 | 2名程度 | | | | |
| 資格免許職職員採用試験 | 臨床検査技師 | 2名程度 | | | | |
| | 理学療法士 | 1名程度 | | | | |
| 小中学校事務職員採用試験 | 学校事務 | 5名程度 | | | | |
| 小中学校栄養職員採用試験 | 学校栄養 | 3名程度 | | | | |
| 民間企業等職務経験者職員採用試験 | 行政 | 3名程度 | 7月7日(金) | 8月14日(月) ～8月31日(木) 【8月24日(木)】 | 9月17日(日) | 12月1日(金) |
| 身体障害者対象職員選考試験 | 行政 | 1名程度 | 7月7日(金) | 8月1日(火) ～8月31日(木) 【8月24日(木)】 | 9月17日(日) | 10月13日(金) |

(※)試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(注)試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 平成十八年度山梨県職員採用上級試験の実施について
平成十八年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。
平成十八年五月十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務内容 | |
|-------------|------------|--------|--|---------------------------------------|
| 上 | 行政 | 25名程度 | 県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。 | |
| | 警察事務 | 5名程度 | 県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。 | |
| | 社会福祉Ⅰ | 1名程度 | 主に保健所、県立病院等で精神障害者やその家族への援助・相談、社会復帰のための支援等の業務に従事する。 | |
| | 社会福祉Ⅱ | 7名程度 | 主に福祉施設等で入所者（児）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。 | |
| | 獣医師 | 3名程度 | 主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。 | |
| | 薬剤師 | 5名程度 | 主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。 | |
| | 栄養士 | 1名程度 | 主に保健所、県立病院等で栄養指導、給食管理等の業務に従事する。 | |
| | 化学 | 1名程度 | 主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。 | |
| | 農業 | 1名程度 | 主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。 | |
| | 畜産 | 2名程度 | 主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。 | |
| | 林業 | 3名程度 | 主に林業の振興、林業経営の指導援助、造林事業、林業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。 | |
| | 総合土木 | 3名程度 | 主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。 | |
| | 級 | 研究（機械） | 1名程度 | 山梨県工業技術センター等に勤務し、主に機械に関する研究等の業務に従事する。 |
| | | 研究（化学） | 1名程度 | 山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。 |
| 職業訓練（自動車整備） | | 1名程度 | 主に就業希望者への自動車整備等に関する訓練指導、職業に関する研究等の業務に従事する。 | |
| 職業訓練（電気） | | 1名程度 | 主に就業希望者への電気技術等に関する訓練指導、職業に関する研究等の業務に従事する。 | |
| | 警察鑑定研究（化学） | 1名程度 | 県警察の科学捜査研究所等に勤務し、法医・DNA鑑定等の業務に従事する。 | |

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者（獣医師については、昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者）

イ 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成19年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「五 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

| 試験職種 | 資格・免許 |
|-----------------|--|
| 社会福祉Ⅰ 社会福祉Ⅱ | 社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成19年3月31日までに資格を有することとなる者(※) |
| 獣医師 | 獣医師の免許取得者又は平成19年において最初に実施される獣医師国家試験により当該免許取得見込みの者 |
| 薬剤師 | 薬剤師の免許取得者又は平成19年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者 |
| 栄養士 | 管理栄養士の資格取得者又は平成19年において最初に実施される管理栄養士国家試験により当該資格取得見込みの者 |
| 職業訓練 (自動車整備) | 次の①、②、③の全てに該当する者 ① 大学で機械工学又は電子工学を履修して卒業した者(平成19年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)又は職業能力開発総合大学校(産業機械工学科)を卒業した者(平成19年3月31日までに卒業見込みの者を含む。) ② 職業訓練指導員免許(自動車整備科)取得者又は平成19年3月31日までに当該免許取得見込みの者 ③ 自動車整備士技能検定の1級(二輪整備士を除く。)若しくは2級の資格(二輪・シャシ整備士を除く。)を有する者又は平成19年9月30日までに当該免許取得見込みの者 |
| 職業訓練 (電気) | 次の①、②、③、④のいずれかに該当する者 ① 職業訓練指導員免許(電気科)取得者又は平成19年3月31日までに当該免許取得見込みの者 ② 大学で電気工学を履修して、高等学校教諭免許(工業)を取得した者又は平成19年3月31日までに当該免許取得見込みの者 ③ 第一種電気工事士免状取得者又は平成19年3月31日までに当該免状取得見込みの者 ④ 第二種電気工事士免状取得者で実務経験が3年以上ある者 |

(※) 社会福祉主事、児童指導員及び社会福祉士の資格は次のとおりである。

- ①社会福祉主事 ・ 大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
・ 厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員 ・ 地方厚生局長の指定養成施設を卒業した者
・ 学校教育法の規定による大学の学部で心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを有する者
・ 小学校、中学校、高校のいずれかの教諭となる資格を有する者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者
・ 高等学校卒業生で、2年以上児童福祉事業に従事した者
・ 3年以上児童福祉事業に従事した者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者
- ③社会福祉士 ・ 厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ①日本国籍を有しない者(栄養士は除く。)
- ②地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 栄養士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成18年5月15日(月)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成18年5月17日(水)から平成18年6月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成18年6月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成18年5月17日(水)から平成17年5月26日(金)まで
- ・ 平成18年5月26日(金)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

| 区分 | 試験日 | 試験会場 |
|-------|--|----------------------------|
| 第1次試験 | 平成18年6月25日(日) (受付時間)午前8時30分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側 | 山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5) |
| 第2次試験 | 第1回 平成18年7月15日(土)～7月17日(月)のうち指定する2日 | 甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。) |
| | 第2回 平成18年8月7日(月)～8月9日(水)のうち指定する1日 | |

5 試験方法

| 区分 | 試験種目 | 内容 | |
|-------|--------------------|---|--|
| 第1次試験 | 教養試験 (試験時間120分) | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数50題のうち知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答し、知能分野(文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈)20題を必須解答する。 | |
| | 専門試験 (試験時間120分) | 各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・ 行政職及び警察事務職は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・ その他の職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。 | |
| 第2次試験 | 第1回 | 論文試験 (試験時間90分) | 文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。 |
| | | 人物試験Ⅰ | 公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。 |
| | 人物試験Ⅱ | 社会性、貢献度、指導性等について集団討論及び集団面接を行う。 | |
| | 第2回 | 人物試験Ⅱ | 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。 |
| | 身体検査 | 職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。 | |
| | 資格調査 | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。 | |

(別掲) 専門試験出題分野

| | |
|-------------|--|
| 行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、 |
| 警察事務 | 経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係 |
| 社会福祉Ⅰ | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査 |
| 社会福祉Ⅱ | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生 |
| 獣医師 | 家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般 |
| 薬剤師 | 物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学 |
| 栄養士 | 公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、給食管理（調理学を含む。）、栄養指導等 |
| 化学 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学 |
| 農業 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 |
| 畜産 | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般 |
| 林業 | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学 |
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画 |
| 研究（機械） | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作 |
| 研究（化学） | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学 |
| 職業訓練（自動車整備） | 数学・物理、材料力学、熱力学、機械力学、機械材料、機械工作、電気回路、電気工学、電子工学等 |
| 職業訓練（電気） | 数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学 |
| 警察鑑定研究（化学） | 数学・物理、物理化学、無機化学、有機化学、生化学、応用微生物学、生理学、遺伝学、血液学、食品化学 |

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成18年6月30日(金)

イ 最終合格者発表 平成18年9月1日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。

ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。

また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。

(3) 詳細は、「平成18年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十八年五月十一日

山梨県労働委員会

会長 渡辺 和 廣

氏名 関 歴

渡辺 和廣 弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

会委員

鶴田 和雄 弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

萩原 勝 公認会計士 第三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

加藤 里美 社会保険労務士 第三十六期山梨県労働委員会委員

山口 亮子 山梨大学助教授 第三十六期山梨県労働委員会委員

渡辺 一彦 連合山梨会長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

青柳 和仁 ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六期山梨県労働委員会委員

遠藤 長男 J A Mキトー労働組合執行委員長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

小沢 政人 N T T労働組合山梨分会分会長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

中尾 守 東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

一瀬 茂夫 山梨県経営者協会専務理事 第三十六期山梨県労働委員会委員

長田 眞 長田組土木(株)代表取締役会長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

小泉 正仁 山梨県民信用組合理事長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

高尾 一 (株)アスクテクニカ代表取締役社長 第三十六期山梨県労働委員会委員

細田 俊 (株)文祥堂オフィスファシリティーズ代表取締役社長 第三十六期山梨県労働委員会委員

角田 武一 山梨県労働委員会事務局長

川部 正弘 山梨県労働委員会事務局次長

古屋 光治 山梨県労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐

新津 智 山梨県労働委員会事務局主幹

野村 敬一 山梨県商工労働部労働課長

二茅 達夫 山梨県商工労働部労働課総括課長補佐

遠藤 晋 山梨県商工労働部労働課課長補佐

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番